

国立大学における定員削減の現状と問題点

昭和53年11月

国立大学協会第6常置委員会

ま え が き

国立大学協会の第6常置委員会は、政府の相次ぐ定員削減計画に対する対策を検討するため、さきに『第4次定員削減と国立大学の実態』なる小報告をまとめ、これを全国立大学に配付し、これに対する意見、要望等を徴したところ、多数の大学から意見、要望のほか、各大学における貴重な資料の送付があった。

そこで、これらの意見、要望をもとに、さらに各大学の資料のうち代表的なものを集録し、さきの小報告をさらに補稿整備することとした。

本報告書は、まずこれまでの4次（但し第4次は初年度のみ、以下同じ）にわたる定員削減計画の経緯を明らかにし、それが国立大学の現場にどのような影響を与えてきたかを分析するとともに、このような定員削減はもはや限界に達しており、これ以上の定員削減はきわめて困難であることを、いろいろな角度から訴え、関係者のご理解をうるための資料とするものである。

昭和53年11月10日

国立大学協会第6常置委員会

まえがき

1. これまでの定員削減経過	5
2. 国立学校における定員削減の実態	7
3. 定員削減が大学に与えた影響	9
(1) 教育・研究補助業務への影響	9
(2) 附属病院業務への影響	11
(3) 事務系職員へのしわよせ	13
4. 第4次定員削減の問題点	15
5. 大学における定員削減の困難性	17
(1) 教育・研究補助業務の特殊性	17
(2) 図書館業務の特殊性	18
(3) 医療業務の特殊性	19
(4) 学生対応業務の特殊性	20
(5) 大学事務の特殊性	22
6. 非常勤職員の問題	24

むすび

1 これまでの定員削減経過

いわゆる総定員法の制定にともなって政府の定員削減計画が進められてきたが、第1次から第4次までの定員削減は表1のように実施されてきた。

表1

	年 度	政 府 計 画		国 立 学 校 分	
		年 度 別	全 体 計 画	削 減 数	削 減 率
		%	%	人	%
第1次	43	1.4	5.0	3,848	3.8
	44	1.2			
	45	1.2			
	46	1.2			
第2次	47	1.7	5.0	3,882	3.6
	48	1.7			
	49	1.6			
第3次	50	1.2	2.4	1,880	1.7
	51	1.2			
第4次	52	0.8	3.2	2,568	2.2
	53	0.8			
	54	0.8			
	55	0.8			

この結果、43年度から52年度までの10年間に、表2のような削減が行われてきた。

表2

		内閣各省庁	国立学校	総定員
42年度末定員		405,008	101,563	506,571
43 ~ 52 年 度	新規増	36,039	20,914	56,953
	削減	(12.95%) △ 52,439	(10.09%) △ 10,252	(12.38%) △ 62,691
	増減	△ 16,400	10,662	△ 5,738
52年度末定員		388,608	112,225	500,833

→ 506,571 は総定員の限度数である。

(注) 52年度における国立学校定員には国立学校設置法に移管した定員を含まない。

すなわち、この10年間に於いて、総定員としては国立学校設置法に移管された定員を除き、

62,691を削減し、56,953の増員を行ってきた。その削減率の累計は12.38%となっているが、これを国立学校分についてのみみると、その削減率は10.09%となっており、内閣各省庁分の12.95%よりは低率に抑えられてきた。また新規増についても、国立学校分は20,914となっており、この10年間では削減があったにもかかわらず、なお10,662の純増となっている。

しかし、この純増は、この間に設置され、あるいは40年前後から新設された大学（40年宮城教育大学、41年北見工業大学、43年九州芸術工科大学）のほか、短大・高専（約40校）等の計画的新規増がその大部分を占め、既設の大学での純増はきわめて少数にとどまるものとみられる。またこの純増は、次に詳しく検討するように、教育職・医療職および海事職に限られ、行政職は、逆に高率のきびしい削減を余儀なくされているのである。

2 国立学校における定員削減の実態

以上は、この10年間における定員削減経過の総数の動きであり、表面的な観察であるが、これを国立学校の定員増減の中味に立入ってみると、以上のような見方ではすまない内容となっている。

前掲の表2の国立学校の定員増減経過を職種別に区分してみると次表のようにになっている。

表3

		教育職(教一～四)	行政職(行一、二)	その他(医・海)	総数
42年度末定員		45,444	45,573	10,546	101,563
43 ～ 52 年 度	新規増	10,929	6,698	3,287	20,914
	削減	(2.88%) △ 1,303	(19.36%) △ 8,829	(1.14%) △ 120	(10.09%) △ 10,252
	増減	9,626	△ 2,131	3,167	10,662
52年度末定員		55,070	43,442	13,713	112,225

つまり、国立学校全体としては10.09%の削減であるが、これを職種別にみると、行政職職員は19.36%の削減となっており、ほぼ20%に近い削減を強いられてきたわけである(表4参照)。教育職と医療職・海事職においては、初期の段階で若干の削減があっただけで、これらの職種については、現在では削減の対象から除外されている。このこと自体はありがたい措置であるが、このため行政職がひとりで削減を背負った形となっている。

このような経過を各大学ごとの実態についてみると、事態はさらに明白になる。表4は群馬大学、東京医科歯科大学、熊本大学における事務系職員等の増減経過であるが、これらの職種の削減は10年間に20%に及んでおり、増員が全くないか、または少数の増員にとどまっている部局は、増員分を差し引いてもかなり高率の減少となっている。

表4 事務系職員等の増減経過例

大学	定員等 42年度 定員(A)	43~52年度増減		52年度 定員	減少率 $\frac{C-B}{A}$	定割率 $\frac{C}{A}$
		増員(B)	削減(C)			
群馬大学					%	%
学 部 等	355	27	△ 66	316	11.0	18.6
病 院 等	189	3	△ 41	151	20.1	21.7
研 究 所 等	23	1	△ 5	19	17.4	21.7
事 務 局 等	138	10	△ 29	119	13.8	21.0
計	705	41	△ 141	605	14.2	20.0
東京医科歯科大学						
学 部 等	117	2	△ 24	95	18.8	20.5
病 院 等	224	3	△ 45	182	18.8	20.1
研 究 所 等	49	8	△ 9	48	2.0	18.4
事 務 局 等	181	7	△ 32	156	13.8	17.7
計	571	20	△ 110	481	15.8	19.3
熊本大学						
学 部 等	408	51	△ 81	378	7.4	19.9
病 院 等	228	0	△ 47	181	20.6	20.6
研 究 所 等	31	0	△ 5	26	16.1	16.1
事 務 局 等	209	10	△ 43	176	15.8	20.6
計	876	61	176	761	13.1	20.1

(注) 1. 病院については医(一), 医(二)の定員を除いた。
 2. 事務局等には学生部, 附属図書館を含む。
 3. 東京医科歯科大学においてはこの間に1研究所が増設され, 医学部から定員の振替があったが, 本表では42年度において振替があったものとして計算した。

3 定員削減が大学に与えた影響

以上みてきたように, この10年間の4次におたる定員削減は表面上の削減率とは別に厳しい内容である。この結果, 大学における教育・研究, 診療の現場は深刻な影響をうけることとなった。以下その実情を各大学からの報告にもとづいて紹介する。

(1) 教育・研究補助業務への影響

大学において直接, 教育・研究, 診療を行う教官を除く職員は, 広い意味では, すべて教育

表5 国立学校職員の職種分類表 (昭和51年度末定員)

職 種		俸給表	定 員	備 考
教育・研究補助職員	講 座 等 職 員	行 (一)	3,622	
	教 務 系 職 員	行 (一)	4,359	
	教 室 系 技 術 職 員	行 (一)	6,590	
	実験実習用動植物管理職員	行 (二)	1,248	
	教 室 系 特 殊 技 能 士	行 (二)	1,865	
	教 室 系 技 能 労 務 職 員	行 (二)	1,488	
	船 員	海 (二)	267	
計			19,439	
図書職員	図 書 館 司 書	行 (一)	1,960	
	図 書 補 助 職 員	行 (一)	531	
計			2,491	
医療関係職員	医 師	医 (一)	1	病院以外
	医 療 技 術 職 員	医 (二)	330	
	看 護 婦 人	医 (三)	300	
	看 護 助 手	行 (二)	1,014	
	病 棟 婦 等	行 (二)	699	
	診 療 補 助 技 術 職 員	行 (一)	65	
	診 療 補 助 技 能 職 員	行 (二)	302	
計			2,711	
その他職員	一 般 職 員	行 (一)	17,142	
	技 能 労 務 職 員	行 (二)	4,751	
計			21,893	
合 計			46,534	

(注) 第IV分類扱いとなった教官および病院関係職員等(69,539)を除く。

・研究補助職員であるということが出来るが、ここでは、教官の行う教育・研究について直接補助する職種に限ってみることとする。表5は、文部省が第4次定員削減にさいして行政管理庁に提出した51年度末国立学校定員の職種分類のうち、第IV分類(削減の対象から除外した職種)扱いとされた教官および病院関係職員等を除いた職種の定員区分である。

すなわち、ここで問題にしている教育・研究補助職員というのは、表5の上欄に掲げた「教育・研究補助職員」であり、その総数は19,439であり、上表の全職種の総定員46,534の42%に相当する。つまり、これらの職員について上述のような定員削減が課せられた結果どのような事態になってきたかということであるが、各大学からよせられた意見等をひろってみると次のとおりである。

① 教育・研究現場におけるこれらの職種は、その職務内容が専門的かつ多様に分化され、職場も広範囲にわたるため、これを削減しようとしても、合理化とか簡素化による組織的な減員計画ができないことから、自然減をまつほかない。このため必須要員が1人退職しても削減の対象となり、その定員が引きぬかれて補充できない。やむをえず非常勤職員を採用すれば、その人件費で研究経費が圧迫され、二重の苦境にたたされている。また退職等の異動の発生には職場ごとに片寄りがあるうえ、特殊技術のみを職務とする者が大部分であるため、他からの配置替による調整ができないケースが多く、これらの職員の配置がアンバランスとなっている。

② 農場、牧場、水産実験場等、生きものである動植物の飼育・栽培・管理にあたる補助職員はもともと削減しえない職種であるのに退職等による欠員ができる削減分に充てられるため、教育・研究の直接の担当者である教官が、自ら補助業務をも兼ねなければならない場合が多くなって、本来の教育・研究業務に支障をきたしている。

③ 新たに講座、部門等が認められ、技官定員等が予算化されても、当該学部、学科等の定員削減が消化されていない場合は、その定員が使えないという事態もあり、せつかくの新分野における教育・研究が本格的な活動を開始できない状態になっている例もある。

以上のうち、とくに②の農場、牧場等における動植物の飼育・栽培・管理業務については、たとえば次のような報告がある。

まず岐阜大学農学部附属農場では、42年度で教官を除く職員の定員が32であったところ、52年度では定員削減等により24に減少した。同農場には、第2農場として美濃加茂の遠隔地に主として和牛飼育のための牧場が設置されており、ここには10年前から3人の定員を配置している。したがって大学キャンパスに所在する農場は、29人の定員が21人と8人の定員減になっている。このため同農場では、水田面積を縮小したり、鶏や豚の飼育等も減少したほか、機械

化による省力化を導入しているが、乳牛の搾乳、温室栽培等の業務に職員の負担が増大し、常時2~3人の宿日直勤務を要するローテーションにも限度以上の無理が強いられている。また農学部の各学科の研究圃場管理、動物飼育等についても教官自らが労務的作業を負担するなどの事態になっているという。

また三重大学農学部の附属農場では、42年度において26人の定員であったところ、今日まで5人の削減を割当てられた。しかしこの間に、大学キャンパスから離れた遠隔地に新農場を開設移転し、その管理面積も旧農場に比べ拡大された(2,400アールから3,500アールに)ほか、飼育動物の増加、栽培面積の拡充等で業務量が増大したため、学内措置で3人の削減猶予を認めてもらい、現在24人で経営している。学生の実習は、40人クラス単位が週5日来場しており、月にして延800人の実習を指導している。

同農場では、万一これ以上の定員削減が行われる場合は、さらに機械化を導入する等の省力化をはかるほかなく、そうなれば、教育・研究、学生実習を基本任務とする農場経営のあり方が歪められ、一般民間の農場経営とたいして変らない性格になりかねないと心配している。

(2) 附属病院業務への影響

大学における附属病院は、その性格上、医学の進歩、診療の近代化にともない、近年急速にその専門化・高度化が進み、診療科の増設、診療施設の整備がはかられてきたことにより、その要員の充実が必要となってきたが、医系教官や医療技術職員、看護婦の増員はある程度認められたものの、一般の病院管理業務職員は増員どころか、逆に定員削減によりこの10年間で20%に及ぶ減員を強いられている。その上、上記要員増員のため、一般職員からの定員の振替を求められるケースも多く、病院の管理業務はきわめて過重な負担を強いられている。

一例をあげると、新潟大学の附属病院では、表6のとおり、この10年間で、教育職は9の増、医療技術職員・看護婦は64の増となっているが、行政職は64の減となっている。この64の減のうち52が定員削減分、42年度定員に比べて20%の削減である。その上さらに、診療施設の整備等のため15を振替減とされたが、増員は10年間にわずか3だけである。このため同病院では、患者の生命にも影響する特別調理等の要員についても、やむをえずながしかの削減を課せざるをえなかったという。

また鹿児島大学の附属病院では、42年度において行(一)、行(二)の職員定員が160であったものが、52年度においては129まで落ち込み、20%の減員になっている。この間病院が市郊外に新築移転し、表7のように新旧病院の施設設備はほぼ倍に拡充されており、その管理範囲は著しく拡大多様化している。にもかかわらず上記のような定員減を余儀なくされたため、43年度56

表6 新潟大学附属病院における定員の増減経過

	教育職	医療職 () ()	行政職 () ()	計
42年度定員	103	366	251	720
52年度定員	112	430	187	729
差引増減	9	64	△ 64	9

(注) 行政職の64のうち定員削減分は52(20.7%)、その他は振替等による差引減である。

人であった非常勤職員を現在では84人に増員せざるをえなくなっている。その人件費が51年度で128百万円に上っており、職員の業務負担増のほか、病院経費のやりくりにも苦心していることである。因みにこれら非常勤職員の職種区分をあげると、看護業務23、薬剤業務4、検査業務15、技能業務10、給食業務2、労務補助9、事務補助21となっており、病院業務の複雑さがうかがえる。

表7 鹿児島大学 新・旧病院施設設備対照表

	新 病 院	旧 病 院
敷地面積	191,587m ²	89,706m ²
建物面積	39,080m ²	21,778m ²
診療科数	17	16
看護婦宿舎	3,290m ²	1,228m ²
各種学校	2,120m ²	1,718m ²
各種学校宿舎	2,680m ²	1,364m ²
受電設備	特別高圧受電 66,000V	普通高圧受電 6,600V
自家発電装置	1,000KVA	825KVA
電話設備	局線 内線 45回線 600回線	局線 内線 25回線 232回線
蒸溜水製造装置	100ℓ×2槽	20ℓ×1槽
滅菌水製造装置	400ℓ×3槽	200ℓ×2槽
純水製造装置	20t/day	0
瓦斯設備	引込管 200% 1日消費量 2,000m ³	引込管 100% 1日消費量 700m ³
気送管設備	36ステーション	0
ケース コンペアー	20ステーション	0

(3) 事務系職員へのしわよせ

以上は教育・研究補助業務と附属病院業務に対し、定員削減が大学の末端現場にどのような影響を与えたかについて各大学の報じているところを要約したものである。続いて表5の「図書職員」についても、これに対する定員削減が深刻な影響を与えていることが明らかにされているがこれについては後述する。

結局、このような事情から、各大学においては、削減数の大部分を消化するには、次の「その他の職員」にしわよせざるをえないという実態に追いこまれてきた。たとえば東京水産大学では、船員等船舶要員を削減できないので、一般行政職がその定割分をかぶってきたため、行政職の削減数は52年度まで、本来の削減予定数を25%も上回っているという。

また東京工業大学においては、原則として教室系職員の定員削減は行わない旨の申合せがあり、これら教室系職員とその他事務系職員の削減割合は次のようになっており、明らかに定員削減のしわよせが事務系職員に及んでいる例を示している。

表8 東京工業大学における定員削減例

	職 種	42年度定員	43~52年度 削減数	削減率 %
理・工学部	教室系職員	155	4	2.58
	事務系職員	97	21	21.65
4 研究所	教室系職員	62	1	1.61
	事務系職員	48	11	22.92
計	教室系職員	217	5	2.30
	事務系職員	145	32	22.07

(注) 上の部局以外の事務局等の削減は42年度定員356に対して84であり、その削減率は23.60%である。

以上のようなことで、各大学における事務系職員の削減は、もはや限界に達している。ここで参考のため、比較的事務組織の充実しているとみられる東京医科歯科大学と、小規模大学の例として福島大学の両大学における事務局、学生部の52年度における事務機構とそれに配置されている職員数を別表I、II(28頁, 29頁参照)で表示してみた。表に記入された各掛(係)の職員数には運転手、守衛、電話交換手、用務員等の行()職員が除かれており、純事務系の定員内職員だけを計上したものである。

これら両表によると、掛(係)長の下に掛(係)員が1人も配置されていない掛(係)数は東京医科歯科大学で3、福島大学で6となっており、掛(係)員が1人しか配置されていない掛(係)数

は東京医科歯科大学で12、福島大学で5となっている。つまり福島大学においては事務局、学生部で計16系のうち係員ゼロまたは1人しか配置されていない係が11係に及んでいるという実態である。

このような実態に対して、それならば、もっと事務の統合簡素化をはかればよいではないかという意見もあるが、これは困難なことである。なぜならば、各係は、会計事務のように相互牽制システムをとっているものが多く、同一係、同一人が異なる立場の職務を兼ねることができない場合が多いし、また係長のポストは昇進の途の少ない大学事務職員の優遇策の柱となるもので、これを統合縮小することには問題があるからである。

もちろん、大学において、これ以上事務の合理化・簡素化が全くできないということではなく、さらに検討を要する問題であることはいままでもないが、これには法令上の制約等もあり、1大学だけでなしうるのではなく、全国的な問題として取組まなければならない。

要するに4次にわたる定員削減は、大学においては事務系職員に重く深刻にのしかかってきたわけであり、このことについては、大部分の大学から指摘されている。

4 第4次定員削減の問題点

第4次定員削減計画による国立学校特別会計の削減数は2,568であり、これは51年度末同会計総定員116,073の2.2%に相当し、4年間で毎年度0.8%、総体で3.2%を削減しようとする政府計画のなかにあっては、比較的優遇された措置であるといわれている。これは国立学校の特殊性にかんがみ教官および附属病院の看護婦・医療技術職員等にかかる定員については、削減の対象外とする措置によるものであり、このことについては文部省および行政管理庁当局のご配慮を多とするものである。

しかしながら、その結果実際に削減を行いうるこれら対象外職種以外の職種についてみれば、この2,568の削減数は5.52%の高率削減となる。

前掲の表5は、前述のように文部省が第4次定員削減計画にさいして行政管理庁に提出した51年度末国立学校定員の職種分類のうち、削減の対象外扱いとされた教官および病院関係職員等を除いた職種別の定員区分である。つまり、削減の対象とされた職種別定員の合計は46,534であり、これに対して2,568の削減を行うのであるから、その削減率は上記のように5.52%となる。

これを個々の大学についてみると、その職種別定員の分布により、削減率に若干の差はあるが、表9の具体例のとおりほぼこの比率に近い。

表9 各大学における定員削減率（第4次分）

大学	職種 教育研究 補助職員	図書職員	医療関係 職員	その他 職員	合計	削減 割当数	削減率 %
A 大学	186	14	14	429	643	35	5.44
B 大学	100	9	46	364	519	27	5.20
C 大学	283	18	7	417	725	39	5.38
D 大学	101	21	4	274	400	22	5.50
E 大学	72	9	2	142	225	12	5.33
F 大学	14	7	1	99	121	7	5.79
G 大学	187	28	49	516	780	42	5.38

(注) 1. 医療関係職員は病院の医(師)・医(生)を除く。
2. 各大学の職種別定員は、前掲表5の基礎となった各大学の51年度末定員区分である。

このように各大学とも、いずれも5%をこえる削減率となる。なお各大学ごとに若干削減率に高低があるのは、文部省の削減割当数の計算が次のように職種に応じて削減率を変えているから、各大学における職種別定員の分布とか端数処理によって、全体としての削減率に差が出るからである。

文部省の各大学に対する削減割当数算出基準

各機関別の4年間削減目標数は、次の各号によって算出した数の合計数を基準とする。

ア. 教育職俸給表(一)適用の教務職員、医療職俸給表(二)・(三)適用(予算項大学附属病院を除く。)の職種及び海事職俸給表(二)適用の職種に係る昭和51年度等級別定数の合計数に $\frac{28}{1000}$ を乗じて得た数

イ. 行政職俸給表(一)・(二)適用の職種に係る昭和51年度等級別定数の合計数に $\frac{56}{1000}$ を乗じて得た数

いずれにしても、5%以上の削減は、これまで3次にわたって実施されてきた高率の削減の上に、さらに重くのしかかってきた。しかもこの5%は表面上の計算で、これまで述べてきたように、「教育・研究補助職員」や「図書職員」、「医療関係職員」は実際問題として、容易に削減できない職場の必須要員であるため、実際に削減のノルマを課されるのは主として「その他職員」に向けられることとなろう。そうなると、いよいよぎりぎりの限度まできている「その他職員」に対する削減は実際には5%どころか7~8%となり、大学によっては10%近い削減ともなる可能性があるともみなければならない。これが第4次定員削減に対する各大学の深刻な受けとめ方であり、大きな問題点となっている。

一例をあげると、九州芸術工科大学は、昭和43年度に新設され、学年進行をもって46年度に完成した大学であるが、同年度には教官69、その他職員が130の定員構成であった。当時はすでに第1次削減計画が進められていたため、既設の他大学と異なりこの定員自体が必要最少限度のものであった。ところがその後、学生定員が修士課程の設置もあり480から544に増加することとなったにもかかわらず、教官が2だけ増加したほかは、その他職員は逆に121に減少した(51年度末)。すなわち、その他職員は、この間11の削減を受け、増員は、特殊装置運転要員1、図書館参考業務要員1の計2が認められただけで差引9の減となっている。そこに第4次として新たに7の削減を課されたのであるが、これ以上削減の余地がないうえ、新設大学のため職員の平均年齢も34.3歳と若く、当分は退職予定者もなく、この削減計画には全く苦慮しているとのことである。

5 大学における定員削減の困難性

以上述べたとおり、これ以上の定員削減は到底耐えられない事態となっている。すなわち、教育・研究、診療の諸組織とその活動は、ますます高度化・専門化・細分化しながら拡充されるとともに、学生、教官の数も増加してきており、当然、それに応じて補助職員も充実されなければならないのに、むしろ減少を強いられてきた。前掲表3にも示したことであるが、ここに大学の職員と学生にかかる10年間の増減を対比してみると表10のようになる。

表10 10年間における学生定員と職員定員の増減

	学部入学定員	大学院入学定員	教官定員	医療等定員	行(一)定員
42年度	67,151	12,963	45,444	10,546	45,573
52年度	84,168	19,342	55,070	13,713	43,442
増減	17,017	6,379	9,626	3,167	△2,131
増減率	25.34%	49.20%	21.18%	30.03%	△4.68%

(注) 1. 学部入学定員には短大を含む。
2. 大学院入学定員は修士と博士の合計数である。
3. 教官等の職員定員は国立学校特別会計全体(設置法定員を除く)であり、医療等定員には海事職を含む。

このように、学生の入学定員の増加に応じ教官定員および医療関係職員等の定員が20~30%も増員されているのに、行(一)職員は逆に5%近い減員(実質は上記のように20%近い削減)となっている。そもそも大学の職員は職種のいかんを問わず、教育・研究活動そのものを動かしている一種の現業職員であって、一般の行政官庁の職員とは異なるものである。したがって、これ以上の削減はきわめて困難である。

以下、このことを各職種の業務の特殊性に応じて強調したい。

(1) 教育・研究補助業務の特殊性

教官の教育・研究を直接補助するこれらの職員の業務の特殊性は、その内容が専門的かつ多様に分化されており、その職場も広範囲にわたり多岐に細分化されていることであり、したがって、その単位は1単位1人という職場が多く、これを大学ごとにまとめると50とか100という数にはなるが、あくまでも1, 1, 1……の集合であり、いずれも削減の対象とはなりえない

い職であるといわなければならない。別冊の附属資料Ⅰ-A、Ⅰ-Bは、それぞれ横浜国立大学と東京医科歯科大学における「教育・研究補助職員」の個人別職務内容とその勤務場所の調べである（当別冊の附属資料は国大協において保管）。

具体的にいうと、たとえば横浜国立大学の工学部においては、この職種が70人となっているが、これらの職員は大小16の棟の各階に分散しており、同一実験室、同一職場に2人以上勤務しているのは70人中わずかに18人であり、他はいずれも1人1人の別室勤務である。しかも2人以上同室に勤務している7部所の18人の職員も同一職務内容の者はいなく、それぞれ別個の業務を分担している。

すなわち、教育・研究の専門分野の多様性に応じ、教育・研究の組織は細分化された多様性をもち、学問の専門分野に対応した専門業務担当の各種の職員を配置する必要があるとともに、それぞれの専門をふまえつつ、大小各種各様の組織体を運営する補助面を担当する不可欠の職員がそれぞれの単位ごとに散らばっているのである。

大学の規模の大小により、職員の総数においては差異があるものの、教育・研究の基本的な単位である講座や教室の末端についてみるならば、細分化された専門領域に細分化された数の職員が配置されている点で各大学は全く同様の条件にあり、これ以上の削減を割り当てられた場合、学問上必要な教育・研究の単位組織としては、もはや成り立たなくなる事例を生ずることとなる。

(2) 図書館業務の特殊性

図書館、図書室等における「図書館司書」、「図書補助職員」は、「教育・研究補助職員」と同様、大学においては重要な職種であり、表5のとおり国立学校特別会計としては約2,500人の上っている。これも教官、学生の増加にともなって、図書はもちろん、その他学術情報資料の急増、利用者の増加とその要求の高度化・多様化に加えて、閲覧時間の延長等の要請があり、到底定員削減の余地がないのに、これを強いられてきており、業務の渋滞がさげられない事態になっている。

一例を示すと、たとえば広島大学では、総合図書館としての本館のほか、分散しているキャンパスに4分館2分室があり、その総蔵書数とか利用状況は表11のとおりであるが、その職員の定員は42年度60人のところ、52年度は56人に減少しており、これでは業務に支障があるので、学部等から2人の定員を借用し、ほかに臨時職員13（42年度11）を置かざるをえなくなっている。

つまり、広島大学では学生、教官の増加とともに図書館の利用状況は急増し、資料の受入れ、

表11 広島大学における図書館の利用状況等

年 度	学生数	教官数	蔵書数	図書の貸出数		文献複写業務	
				件 数	冊 数	件数	枚 数
42	7,497	1,274	897	52	74	(44)	(44)
52	11,192	1,623	1,527	54	101	36	521
増加率	49.3%	27.4%	70.2%	3.8%	36.5%	80.0%	34.2%

(注) ()内は年度を示す。図書の貸出数は館外貸出のみ。

整理および閲覧等の日常業務の量が激増してきているにもかかわらず、定員減を課せられてきた。しかしながら、事実上削減できないため、借用定員と臨時職員で穴埋めしているのが実情である。

このような事例は広島大学だけにとどまらず他大学からも紹介されているが、要するに図書館業務にはその特徴的な側面として、1つには、それは常に累積の上に成り立っているということあげることができる。図書館資料の収集、整理、保存とその利用サービス業務は、過去の集積にたえず累加された全量に対するものである。たとえば、20万冊の蔵書に年間増加が1万冊あるとすれば、その業務は、今年度は、20万冊に1万冊を繰り入れた21万冊の作業であっても、求年度には21万冊に1万冊を；再来年度には22万冊に1万冊を繰り入れた全量に対する業務になることを意味している。2つには、図書館サービスは、個人に対して行われるということである。図書館の利用者は、個別の要求をもっており；図書館職員は常にマン・ツー・マンの形でそれに対応しなければならない。これは、講座増や学生増募に、単にスペースや設備の増だけでは対応できない質的なものが求められていることであり、これが図書館サービスの中でもっとも重要なレファレンスサービスの特徴でもある。近年、各大学の図書館で進められている業務電算化についてみても、今のべた図書館業務の特殊性から、業務の簡素化・合理化におのずから限界があり、電算化になじみ難い部分がある。

(3) 医療業務の特殊性

次に医療業務職員であるが、表5によると、「医療関係職員」は、病院勤務の医療技術職員、看護婦（いずれも削減の対象外）を除いても看護助手、病棟婦等で約2,080人に及んでいる。

なお病院以外の医療技術職員と看護婦で約630人となっているが、これは保健センター、附属学校の保健室等の職員であり、いずれも1か所1～2人という配置であることから、これも削減不可能の職種である。にもかかわらず全国数としては630人にも上るため、これに一定率を乗じて削減数を課されている。このように各大学、学校等において1～2人程度しか配置さ

れていない職種はもともと削減の対象にすべきではないのである。

そこで病院における看護助手、病棟婦その他診療補助職員であるが、これらの職種も病院には不可欠の職員である。すなわち、これらの職種は、直接、間接、患者の世話あるいは、診療の補助を行うもので、これも入院、外来の患者が増加する限り、削減不可能の職種である。しかるに、これらの職種は行(一)、(二)に属することから高率の削減数が課せられてきた。その結果は、前述の鹿児島大学附属病院の例のように、好ましくはないが非常勤職員の増加となり、定員削減を行ったとしても、必ずしも国費の節減とはなっていないのである。

またこれらの職員が現実に配置されている部所も、各所に分散されており、同一職種がまわって多数配置されている例は少ない。別表Ⅲ(30頁参照)は、鹿児島大学の附属病院における機構とその職員配置表であるが、これをみても、病院の機構の複雑さと、その専門化・細分化の実態がわかる。

なお関連して、病院事務の特殊性として、一般の庶務・会計関係事務のほか、患者対応業務がある。これは、一般の外来、入院患者の対応にかかる窓口業務に加え、たとえば診療報酬請求明細書の作成業務などがあり、これが年々急増している。前掲の鹿児島大学附属病院に例をとって新病院への移転前後を通じて表12のような件数となっている。

表12 診療報酬請求明細書作成件数調 (単位:件)

区 分	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度
外 来	118,102	117,468	149,844	157,195	162,586
入 院	9,380	7,698	11,691	11,830	12,796

要するに、大学病院の特殊性とその業務の複雑性を理解してもらおうとともに、ここでも定員削減がきわめて困難な問題であることを強調せざるをえない。

(4) 学生対応業務の特殊性

前掲の表10のとおり、この10年間で学生の入学定員は大学院生を含め約30%増加している。学生が増加すれば、当然その教務事務、奨学金その他の厚生事務、補導事務等が増加するが、その要員は増加しておらず、逆に削減で減少しているのが実情である。各大学における学生部は、少ない陣容でこれら多様な事務に当たっているが、最先端の現場である各学部における学生対応業務はさらに少数の事務系職員で分担しており過重な事務量となっている。とくに全学の半数の学生をかかえている教養部では、これらの業務に忙殺されている。

一例をあげると、静岡大学の教養部では、43年度において35人の事務職員等が配置されてい

たが、52年度は27人に減じられており、53年度にはさらに1人減の26人になるという。ところが、この間、学生数は2,520から3,030と20%も増加している。このように削減されたのでは対応できないため、他の学部等から4人の定員を借りるほか、14人もの非常勤職員を採用せざるをえなくなっている。

本定員27プラス借用定員4合計31のうち、直接、学生に対応する業務は教務係の7と学生係り5で分担しているが、これらの係の窓口業務がいかなるものであるかについて、同大学から次のように紹介されている。

(教務係)……現在7人の職員のうち4人は窓口で3,000人の学生の応対に当たり、3人は教員で組織する教務委員会と一体となって授業運営上の基本問題、その他の諸問題の検討、研究、部内教官・兼任教官・非常勤講師・外国人学生・父兄等の応対、授業上のトラブルの解決等に追われ、机上の本来の事務はなかなかとれないのが現状である。したがって学籍簿等の記帳は学生の休みの時期とくに夏休みが当てられるのが通例である。

(学生係)……5人の職員で全学生の厚生補導に当たっているが、そのうち4人が窓口事務に当たっているため、教官で組織する「学生委員会」・「奨学委員会」等の事務および学生の厚生補導に係る基本的問題、懸案事項の処理等は係長が1人で当たっている。

学生係は、1,000人をこえる奨学生の決定、奨学金の受払いおよび指導、授業料の免除、分納、延納の決定、学生の保健管理・安全管理、旅客運賃割引証や諸証明の交付、出版物等の宣伝・掲示、アルバイト・下宿の斡旋等を行っているが、この他サークル活動が教養部の全教室を使って行われているので、この方面にもかなりの労力が必要である。

また教育学部の特殊性として、教員免許にかかる事務がある。たとえば、横浜国立大学の教育学部では、入学定員530人で、最終学年にはその大部分の者が前後期6週間の教育実習を行うが、これには同学部の附属学校(小・中各2校)だけでは延400人しか消化できないため、残り延約600人は県下約230校の公立学校の協力を得なければならず、毎年異なる協力校の依頼事務が大変である。またこれら学生の教員免許の取得も延1,300~1,400件(同一人が2~3種り免許状を取得する)に及び、そのための必要単位のチェック、証明書の作成のほか、本来ならば都道府県の教育委員会が行うべき免許状交付事務までを代理させられる等、膨大な事務量に忙殺されている。

以上述べたように、学生対応の窓口業務は、病院における窓口業務と同様、合理化・簡素化・機械化にもなじみにくく、これ以上の定員削減は困難である。

(5) 大学事務の特殊性

大学における業務内容は以上述べたような分野を除けば、一般的な事務であるが、しかし、これも一般官公庁の事務内容と比べるときわめて特殊な内容を含んでいる。つまり、その対象が専門的で複雑多岐にわたっており、手間のかかる仕事が多い。とくに会計事務に、その面が強くでている。以下会計事務に例をとって、大学事務の特殊性をあげると次のとおりである。

① 支出負担行為事務の件数が多い、内容が複雑である。

一般官庁等では、人件費、旅費、庁用物品等の購入に要する経費が支出負担行為の主な内容である。国立学校においては、支出負担行為は教育・研究に直接必要な経費が主な内容であり、その内容もきわめて広範多岐にわたっているため、非常に細分化されており、件数が他官庁等に比較して多くなっている。このことは、昭和45年度の国の会計における支出負担行為の件数調べによれば、国立学校分は予算の割合が2%程度であるのに、国全体(450万件)に占める割合は約3分の1にも達していることからみてもわかる。

また、支出負担行為の個々の内容には、高度の科学的・専門的知識を要するものがかかり含まれていて、これらについては、担当教官と一体となって事務処理をする必要があるため、内容の複雑化とその事務処理に多くの人手と時間を費やす要因となっている。

② 物品管理事務の分類が複雑で、異動件数が多い。

国立学校における取扱い物品は、その細分類において中央官庁(文部省)や他省庁の地方官署の分類がほとんど「庁用品」に限られているのと異なり、正に全産業的品目に分類されている(別表IV)。したがって、これにともなって教育・研究、診療、学生の課外活動等の特殊性から、その分類換、管理換、取得、不用決定、売却、貸付、亡失または損傷等の異動件数がきわめて多い。

③ 債権管理事務の種類が多く、その処理が複雑である。

国立学校における債権の種類は中央官庁(文部省)や他省庁の地方官署に比し非常に多く、20数種類の債権に及ぶ。したがって、債権発生後の異動(授業料等の減免、分納、延納等)および不履行にともなう告知、督促の手続き、または不法行為等による損害賠償金債権の取扱い、さらに一部学生による納入阻止闘争に対する適切なる対応等多くの処理件数と、技術的に至難な経過をたどる件数が多い。

④ 国有財産管理事務が複雑多岐にわたる。

国立学校の管理する国有財産は全特別会計に属する公用財産の95.5%を占めており(別表V)、またその種類も、土地、立木竹、建物、工作物、船舶、航空機(グライダー)、地上権および特許権等であり、面積の広大さと管理件数の複雑多岐にわたる点においては、他官署

の想像の及ぶところではない。

また校舎の敷地以外の用地に寄宿舎、運動場、農場、牧場、演習林、臨海(湖)実験所、各種観測所、各種研究施設等を保有しているため、これらの適正な管理には、時間的・技術的に困難が多く、さらに加えて、不法占拠等にもなう訴訟事務もあり、その処理に至るまでの至難案件が多い。

以上のほか、さらに重要なことは、大学にあっては他省庁の出先機関のように、中央官庁の指令にもとづいて行政を進めるという面よりも、むしろ、それぞれの大学ごとに、その教育・研究、診療の独自性にもとづく事務が多い。概算要求事務などがそれで、あらゆる分野にわたり、複雑で専門的な内容に関する要求が多い。これには教官と一体となって綿密周到な準備と作業が要求される。

また、認められた予算の執行についても複雑で専門的な知識を要するものが多いほか、施設の営繕工事などでも何10億円という長期にわたる大工事を大学独自で手がけなければならないこともある。さらに施設関係職員は全学の電気、ガス、給排水施設設備の維持管理とその補修業務はもとより、実験廃液処理、廃棄物処理等の重要な業務にも従事している。このようなことは一般の出先官庁にはみられないところである。

6 非常勤職員の問題

大学における定員削減問題に関連して、いわゆる日々雇用職員＝非常勤職員の問題がある。文部省の調べによると、52年度で国立学校全体で表13のとおり、8,791となっている。これはもっとも多かった、45～46年度頃の約11,000人に比べると、年々減少してきてはいるが、これに反比例して、いわゆるパート方式（週33時間以下）の雇用者が増加してきており、現在は約4,400人に上っている。

表13 国立学校非常勤職員の年度別推移 (各年度7月1日現在)

年 度	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
在職者数	4,034	6,036	8,391	9,973	10,329	10,914	10,895	10,726	10,410	10,049	9,290	9,062	8,791

表14 非常勤職員の職務区分別調

(昭和52年7月1日現在)

職 務 区 分	人 員
事務補助職員	4,291 (48.8%)
技術補助職員	546 (6.2%)
技能職員	1,160 (13.2%)
労務職員	1,358 (15.5%)
医療職員	1,356 (15.4%)
教育職員	80 (0.9%)
計	8,791(100.0%)

(注) 計欄()内は構成比

この8,791の日々雇用職員の職種別内訳をみると、その約半数は事務系の補助職員であるが、残りの半数以上(51%)は、医療関係補助職員、技術・技能関係職員、労務職員等によって占められている。これらの職員は、そのすべてが定員削減による穴埋めとはいわないが、定員削減が始められた43年度あたりから急激に増加したものである。

これら日々雇用職員の発生理由とかその財政負担等の実態については多くの大学から問題提

起がなされているが、各大学が好んで、必要以上に採用しているものでないことは上述のいくつかの事例のとおりである。

したがって、この非常勤職員問題については、定員削減のあり方と同時に検討の上、真に必要な不可欠の分野については、定員上の措置をするなど善処してもらいたいものである。

む す び

以上、これまで4次にわたる定員削減計画が国立大学に与えた深刻な影響を明らかにするとともに、国立大学においては、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド方式の定員削減がきわめて困難であるという、国立大学の業務の特殊性を強調してきた。

そもそも国立大学協会としては、第1次定員削減計画実施以来、一貫してその適用除外を要望してきたし、第4次定員削減計画の実施にさいしても、別紙のとおり、政府関係当局に強く申入れを行ったところである。

これに対して、昭和52年度において政府は、いわゆる総定員法の一部を改正するとともに、国立学校設置法を改正し、昭和48年度以降新設された筑波大学、医科大学等に係る新規定員については、これを総定員法の枠外とする措置を講じた。

このことについては、「国立学校の教職員の定員を定員削減計画から適用除外にしてほしい」という国立大学協会の要望の趣旨に一步近づいたものとして歓迎し、関係当局のご配慮には謝意を表すものであるが、これによって既設の大学に係る定員削減問題が解決されることにはならない。

したがって国立大学協会は、今後ともかねてから要望しているとおり、この問題に対する抜本的な解決策が早急に検討されるよう望むものである。

別紙

昭和51年 8月19日

文 部 大 臣 殿
行 政 管 理 庁 長 官

国 立 大 学 協 会
会 長 林 健 太 郎

定 員 削 減 に つ い て (申 入 れ)

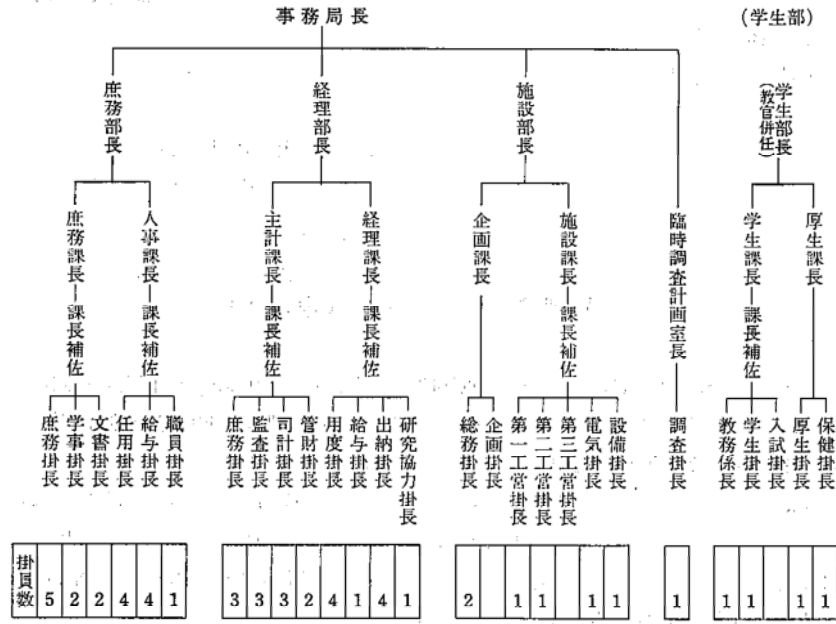
このたび政府においては、国家公務員の昭和52年度以降の定員管理について閣議決定されましたが、国立大学協会は国立大学教職員の定員削減については、昭和43年度定員削減措置の実施以来一貫してその適用除外を要望してまいりました。

本来国立大学教職員にあっては、その組織ならびに性格が一般行政職公務員の場合とはきわめて異っておるのみならず、最近の社会的要請および教育研究上の必要性に基づく国立大学の拡充整備のためには著しく多数の定員を必要とする等の特殊事情がありますので、この際下記要望について特段の配慮をされるよう申入れます。

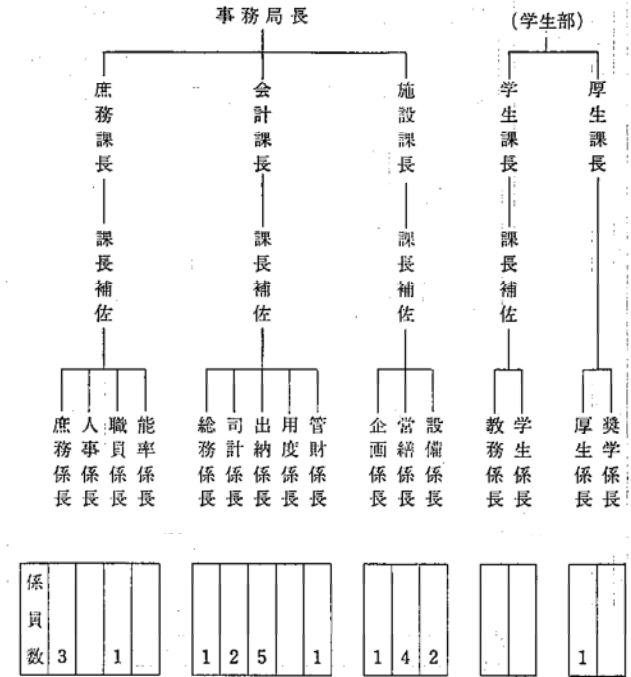
記

1. 国立大学の教職員の総定員法上の取扱いについては、引続き抜本的な検討を行い、速かに適切妥当な定員管理の方途を講ぜられたいこと。
2. このたび閣議決定のおこなわれた定員削減計画に当っては、国立大学関係についてその削減率の緩和ならびに弾力的な運用を実現すべく文部省と行政管理庁の間において一層協議を尽し特段の取扱いを配慮されたいこと。
3. 今後国立大学関係の拡充整備に当っては、既設の整備を含め充分に必要な増員措置を講ぜられたいこと。

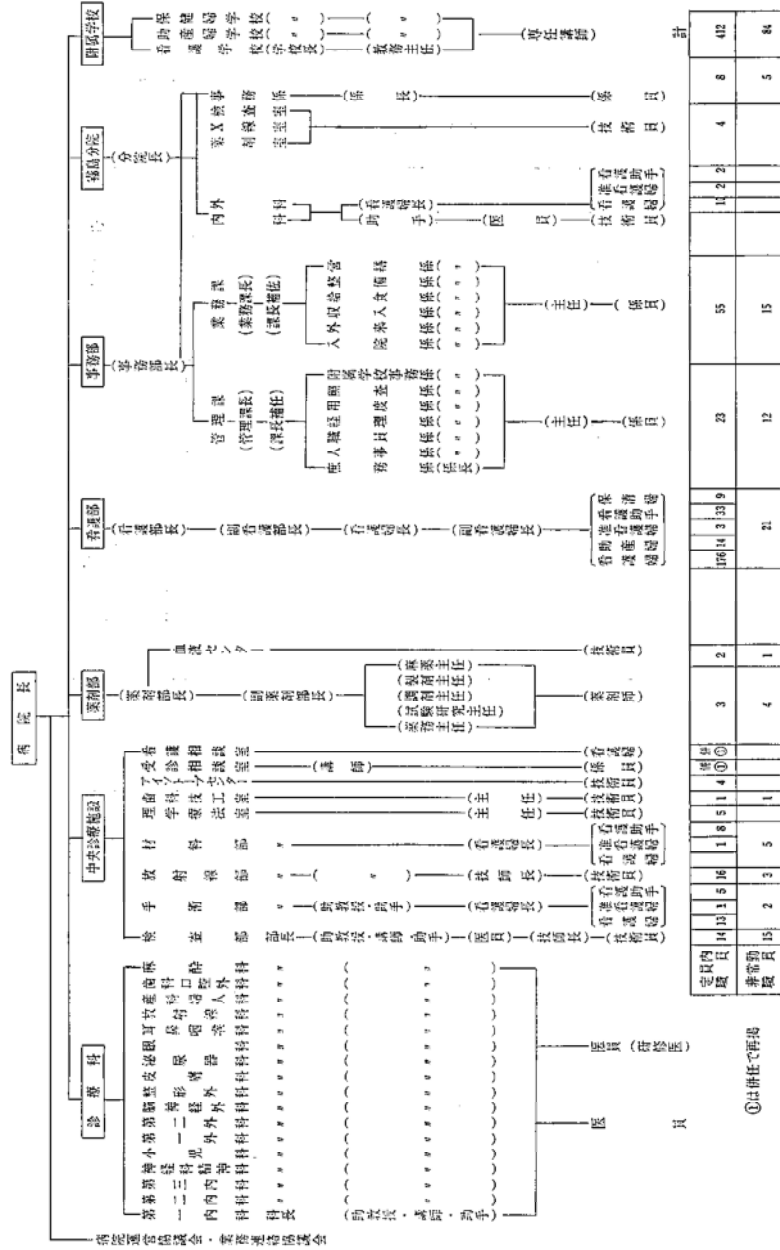
別表I 東京医科歯科大学事務局学生部職員組織状況表 (52年度定員)



別表II 福島大学事務局学生部職員組織状況表 (52年度定員)



別表III 鹿児島大学医学部附属病院の機構と職員の配置状況（昭和52年7月1日現在）



別表IV 文部省所管物品管理事務取扱規程による物品分類

- 分類表 特別会計
- 分類 I 国立学校
- 分類 II 庁用品
- 国立学校用品
- 大学附属病院用品

○細分類表

細分類	種 類 別	所 属 物 品
機 械	動力機械類	蒸気機械、内燃機械、電動機等
	電気 "	変圧機、無線電信機、交流機等
	工作加工 "	圧延機、伸線機、ボール盤等
	土木建築用 "	コンベアー、起重機、ロードローラー等
	鉱業用 "	砕石機、選炭機等
	農業用 "	耕作用機械、選別用機械、酪農用装置等
	水産用 "	潜水機、メチル冷凍機、自動製かん機等
	繊維用 "	各種繊維、製紙用機械等
	印刷製本用 "	印刷機、さく孔機、自動紙折機等
	サイクロトロン等 "	サイクロトロン、シンクロトロン等
	理化学用 "	放射能測定装置、遠心分離器等
	光学 "	望遠鏡、顕微鏡等
	写真および映写用 "	撮影機、映写機、写真機等
	医療用 "	各種医療用機械
	事務用 "	タイプライター、計算機等
器 具	車 両 類	乗用自動車、貨物自動車等
	諸 機 械 類	ミシン、時計、テレビ等
	理化学用器具類	ジャイロスコープ、クロノメーター等
	光学用 "	分光計、照度計等
	度量衡および計器類	天秤、台秤、気圧計等
繊維用器具類	各種繊維用器具類	
運動用具類	卓球卓子、排球ネット、飛箱等	
楽 器 類	ピアノ、オルガン、管楽器等	

医療用器具類	各種医療用器具
机 類	実験机, 片袖机等
い す 類	回転いす, 腰掛等
事務用器具類	ソロバン, 本立, ナンバーリング等
書庫および戸棚類	戸棚, ロッカー, 金庫等
箱 類	決裁箱, 印箱等
衝立 類	衝立, 帽子掛等
掲示用器具類	黒板, 掲示板等
製図, 測量用 "	トランシット, 測高器等
印刷, 製本用 "	謄写板, 輪転機等
照明用 "	アセチレンランプ, 電気スタンド等
採暖用 "	各種ストーブ, 火鉢等
消火用 "	手押ポンプ, 消火器等
農水産用 "	すき, くわ, 底引網等
工 具 類	おの, 万力, ハンドドリル等
衛生, 清掃用具類	真空掃除器, 風呂おけ等
炊事用具類	かま, ミキサー等
身体検査用計器類	身長計, 体重計, 握力計等
厚生用器具類	碁盤, 将棋盤等
運搬用 "	手押車, トランク, こらり等
諸 器 具 類	優勝カップ, 天幕, 盆栽等
図 書	図書, 雑誌等
標 本	動物, 植物, 鉱物等標本及び各種模型並びに出土品
動 物	牛, 馬, モルモット等
文化財	有形文化財 (考古資料を含む) 絵画, 彫刻, 工芸品, 古文書等
	無形文化財 演劇, 音楽等無形文化財を保存するため収録したフィルム音盤等
	民族資料 衣食住, 年中行事等に関する風俗慣習及びこれに用いられる衣服, 器具, その他の物品等
	記念物 動物, 植物, 鉱物等

美術工芸品	美術工芸品	絵画, 彫刻等
被服及び寝具	被服及び寝具	作業服, 寝具等
原材料品	原材料品	木材, 釘, じり, セメント等 (建物工作物の移築, 改築, 取りこわし等により物品に編入する木材等を含む)
貴金属	貴金属	金, ラジウム等
薬 品	病院用薬品 教育研究用薬品 庁用薬品	
消耗品	消耗品	用紙, カルテ, 切手, 石油, フラスコ等
生産品	生産品	木炭, 牛乳, 野菜等
食糧品	食糧品	米, みそ等
不用品	不用品	くず紙, くず鉄, 古タイヤ等

別表V 昭和49年度 特別会計所属

	土 地		立 木 竹	建 物	
	数 量	価 格	価 格	数 量	価 格
文 部 省	1,286,996 ^{m²}	607,895,118,313 ^円	37,530,480,495 ^円	13,826,667 ^{m²}	394,359,589,412 ^円
厚 生 省	21,933,836	104,963,169,949	242,581,697	5,131,186	145,777,130,003
農 林 省	937,830	14,006,025,441	5,170,039	555,459	14,797,035,598
運 輸 省	31,378,444	114,822,238,412	79,833,757	838,229	25,470,287,868
郵 政 省	73,254	10,164,348,866	1,259,598	79,854	1,063,557,389
勞 働 省	443,232	6,115,690,598	5,640,360	406,478	12,131,759,269
建 設 省	5,101,994	35,965,910,807	27,459,951	1,771,768	46,209,319,245
計	1,346,865,349	893,932,502,386	37,892,425,897	22,609,641	639,808,678,784

行政財産公用財産の省庁別内訳表

工 作 物	船 舶		航 空 機		地 上 権 等	特 許 権 等
	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格
224,673,823,052 ^円	1,396 ^隻	6,896,039,251 ^円	19 ^機	28,921,104 ^円	(39,197,546m ²) 316,978,197	(262件) 31,437,010
71,958,918,106	1	3,526,524			(6,562m ²) 777,867	
6,064,765,673	51	358,660,140				
94,288,331,892	639	15,696,255,974	7	3,367,009,318		
98,239,175						
4,678,350,058						(1件)
21,983,044,382	400	805,280,847			(1,134m ²) 937,161	
423,745,472,338	2,487	23,759,762,736	26	3,395,930,422	(39,205,742m ²) 318,693,225	(263件) 31,437,010

第 6 常 置 委 員 会

○印は定員問題小委員会委員

委員 長	○今 村 成 和	(北海道大学)
委 員	○和 田 正 信	(東北大学)
〃	九 鳩 勝 司	(秋田大学)
〃	官 島 龍 興	(筑波大学)
〃	○畑 敏 雄	(群馬大学)
〃	大 石 嘉一郎	(東京大学)
〃	太 田 善 麿	(東京学芸大学)
〃	○蓼 沼 謙 一	(一橋大学)
〃	神 代 和 俊	(横浜国立大学)
〃	武 藤 三 郎	(名古屋工業大学)
〃	三 上 美 樹	(三重大学)
〃	安 藤 格	(大阪教育大学)
〃	川 村 徹	(奈良女子大学)
〃	竹 山 晴 夫	(広島大学)
〃	小 西 俊 造	(山口大学)
〃	円 藤 真 一	(香川大学)
〃	中 塚 正 行	(大分医科大学)
臨時委員	飯 島 宗 一	(名古屋大学)
専門委員	塩 野 宏	(東京大学)
〃	大 川 政 三	(一橋大学)
〃	高 梨 昌	(信州大学)
〃	慶 谷 淑 夫	(東京工業大学)
〃	○吉 田 寿 雄	(東京大学事務局長)
〃	○佐藤 三樹太郎	(東京工業大学事務局長)
〃	平 間 巖	(東京医歯大学事務局長)
〃	○舟 橋 昭 夫	(東京大学庶務部長)